

(案)

148-1-2号

原規放発第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）

令和元年12月23日付け厚生労働省発基安1223第3号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は電離放射線障害防止規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状況等を把握し、当審議会に報告すること。